

議案第 32 号

調停の申立てについて

次のとおり調停を申し立てる。

令和 7 年 4 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

1 調停の相手方

住所 千葉県鴨川市花房 80 番地 5

氏名 A S 鴨川ソーラーパワー合同会社

代表社員 C E S 千葉合同会社

職務執行者 本間 理志

2 申立ての趣旨

- (1) 相手方に対し、千葉県鴨川市池田字小滝 690 番 1 等の 10 筆の土地における太陽光発電施設（以下「本件メガソーラー施設」という。）の建設工事に着手するに当たり、次の事項を明らかにすることを求める。

ア 本件メガソーラー施設の建設工事等の施工又は管理を行う鴨川市内の業者名

イ 本件太陽光発電事業の融資先の大手都市銀行を主幹事とするシンジケートローンによる資金計画とその証明

ウ 本件太陽光発電事業の中止、終了等に伴う事業用設備等の搬出及び処分に係る費用の計画とその証明

エ 造成工事による水害及び汚水の発生並びに周辺河川への影響についての具体的な対策

オ 有害獣対策の第 1 フェーズから第 4 フェーズまでにおける段階的な対応に関する具体的な対策

- (2) 相手方に対し、本件メガソーラー施設の建設工事における市民の不安を解消するため、鴨川市民を対象とした広い範囲での説明会を開催することを求める。

3 紛争の要点

- (1) 当事者

本件メガソーラー施設の建設工事は、当初、申立外職務執行者高山知也（東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号 東京共同会計事務所内）が行おうとしたが、その後、相手方が引き継いでいる。

- (2) 申立ての理由

鴨川市と A S 鴨川ソーラーパワー合同会社との間で取り交わした鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書（平成 31 年 3 月 19 日締結）及び鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書第 3 条第 4 項に基づく特記協定書（令和元年 11 月 8 日締結）における明確な資料の提出及び説明のないまま、本件メガソーラー施設の建設工事が着手されるおそれがある。

相手方が本件メガソーラー施設の建設工事に着手するに当たり、良好な地域環境及び安全な市民生活を十分に確保するため、申立ての趣旨記載の相手方の明確かつ具体的な説明を求めるものである。